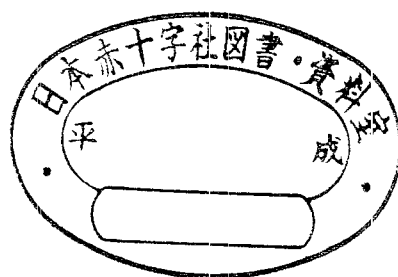


台湾住民である戦没者の遺族等に対する
弔慰金等に関する調査報告書 (昭和62年度)



日本赤十字社



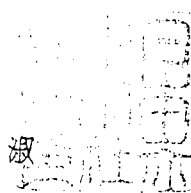
1988年1月19日

中 華 民 国 紅 十 字 会

副会長 魏 火 耀 先生

日 本 赤 十 字 社

社長 山 本 正 淑



拝啓 貴会益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、台湾住民元日本兵遺族等に対する弔慰金等の支給の問題につきましては、1987年9月29日「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」(昭和62年 法律第105号)が我国の国会において成立し、その実施については人道的精神に基づき紅十字／赤十字間で行なうことで日台間で合意を見ていることはご承知のとおりであります。

日本赤十字社といたしましては、1987年中に二回にわたり台湾に近衛忠輝 外務部次長及び田中康夫 社会部主事を派遣して本法律の具体的な実施の方法について貴関係当局と協議を重ねたところでありますが、その際には貴会の多大なご協力を賜わり感謝に堪えないところでございます。

戦没者に対する弔慰金、重度障害者に対する見舞金の額等につきましては、旧年12月末の予算編成を通じ一件につき200万円とすること、支給の方法は交付国債により日本の1988会計年度から交付を行ない、償還は一括払いとすること等の日本政府の

日 本 赤 十 字 社



基本方針がまとまり、今通常国会においての関連法案及び1988年度予算の成立を待って貴会との間に正式の取り決めに締結して業務を開始する運びとなっております。

尚、4月から始まる1988年度予算においては台湾側事務経費として85,641,000円が計上されており、予算成立後上記取り決め締結を待って可及的速やかに貴会宛に送金する所存であります。3月迄残余期間のある1987年度予算においても現地での経費として2千万円が計上されており未使用のまま残っております。当方といたしましては、この予算を有効に用いるならば予算面でも実務面でも4月以降の速やかな業務の展開がやり易くなるとの考えから、3月31日迄に調達可能な機器、事務用品等を至急手配して貴会に供与させていただく所存でございますので、この度三度目の訪台をする近衛外務部次長一行とその具体的方法についてご協議下さるようお願い申し上げます。

本件に当初から深く係っておられた故何応欽会長のご在職中に弔慰金、見舞金の給付が実現できなかったことは誠に残念であります。その円滑な実現に邁進することが私共に残された課題と感じ、今後共最大限の努力をいたす所存でございますので貴会におかれましても何分のご協力を賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

敬 具

日 本 赤 十 字 社

台湾人元日本兵弔慰金問題に関する会議覚書

13月3日

時間 = 1988年午前 9:30

場所 = 台北市富都大飯店 401室

出席者 = 日本側 近衛 日赤外事部次長及びその他

関係者。

台湾側 顧 紅十字会秘書長及びその他関係者。

とりあえずの合意事項：

1. 紅十字会は、次の手続によって弔慰金の取り次ぎ
交付を行う。

(1) 日赤が確認した弔慰金交付名簿を根拠とする。

(2) 弔慰金受領者より、請求書及び委任状を入手
次第、これを審査の上、日赤へ送付する。

(3) 日赤から弔慰金を紅十字会へ送金する。

(4) 紅十字会は、これをつぎ、受領者に交付し、

から受領をとる。

(5) 右受領書を精算書類として日赤へ送付する。

2. 日赤提寄の吊慰金請求書について、2枚目は中日文並記で印刷し、その他の部分は中国語で印刷する。

3. 日赤は事件と関係のある合意である人を委託範囲及び吊慰金の手続として、書簡をもって紅十字会に通報する。

4. 日赤から紅十字会に対する吊慰金交付に俾ねる事務調査委託について、紅十字会は、3月20日までに日赤に回答するよう努力する（承諾書及び概算請求書をおわせ送付）

5. 今年度の2、3月分の支払精算は4月上旬日赤へ送付する。

6. 日本商社によって調達される機械等物品は3月9日までに手続を完了する。

7. 受令領者遺族の順位は台湾側の民法と抵触の有無について、速かに関係当局と検討の上、日本に回答する。

8. 本年慰金交付にかかわる 1988 年 4 月 1 日から

1989 年 3 月までの予算に組み入れている送金

手数料及び郵送料は、とりあえず決定された

紅十字会の予算から(立替)を支払った後、来年度

の予算で補う。

台湾籍元日本兵弔慰金案に関する日中双方

会議の組合費書

甲、会議参加者

日本側：堀江彦氏及び関係者。

中国側：領事書長、関係機関代表及び関係者。

乙、預備会議

一、中国側の赤十字社は次の原則に基づいて、台湾籍元日本兵弔慰金の轉送事務を取り扱う。

- 1、日本赤十字社の査定した弔慰金支給明細書を根拠とする。
- 2、弔慰金受け取り人から弔慰金請求書及び委任書を取得し、日本赤十字社へ轉送し、中国側の赤十字社に弔慰金を交付する。
- 3、中国側の赤十字社は受取人の領取証を取得し、日本赤十字社へ郵送して、この件を結了する。

二、日本赤十字社の提示した弔慰金請求書形式は、そのうちの二枚目が中国語日本語



対照となつてゐるが、その他の各枚はいづれも中国語を用ゐ、それも中国側によつて研究して定める。

三、中国側の赤十字社が吊慰金轉送事務を取り扱う作業順序については、なるべく早く決定し、日本赤十字社へ送付する。註ニ中国側の赤十字社は既に草案を作り、日本赤十字社へ送付した。但し、中国側はなお戸籍当局など関係機関と話しあふ必要があり、日本赤十字社も上述の草案に基づいてすぐれた意見を提出してほしい。りいて早く決定する。

四、日本側は台湾籍元日本兵に対して吊慰金を支給するのことに関する政令及び省令の制定を研討しており、中国側は中国側の意見と協調する同時にそれを尊重するのと希望し、以て中国側において順利に実施する。

五、一九八八年四月一日から一九八九年三月

三十一日まで、台湾籍元日本兵吊慰金支

Staff in charge

No.

97

給取扱事務及び予算が決定されたのち、
日本赤十字社は中国側の赤十字社へ書簡
を出して取扱うことと委託することを出
来る。日本赤十字社は中国側の赤十字社
に台湾籍元日本兵や慰金轉送取扱全事務
を委託するに關する契約については、日
本側の法律が發効したのち、始めて締結
出来るが、その効力は締結前に溯る。
六日本赤十字社は中国側の赤十字社に甲冠
金^{（金）}辛^{（金）}事^{（金）}先^{（金）}調査^{（金）}な^{（金）}ど^{（金）}う作業^{（金）}を行^{（金）}うことと委託
し、中国側の赤十字社は一九八八年三
月二十日までに、日本赤十字社へ回答し
、同時に随時に請求書と概算を以て資
金を支給するに要する。
七一九八八年二月又三月の二ヶ月の事先調
査^{（金）}な^{（金）}ど^{（金）}諸費用^{（金）}の結算^{（金）}について、中国側の
赤十字社は一九八八年四月九日までに、
日本赤十字社へ郵送すべき、必要な場合
、結算表及び証明書類を日本赤十字社へ
電送して千差支えない。

Staff in charge

No.

ハ、弔慰金受領を申請する遺族の順位に
て、中華民国の民法でどういふふう
定しているか、そのことを三月十四日
日本赤十字社に通知する。
九、一九八八年四月一日から一九八九年三月
三十一日まで中国側赤十字社が国内で
弔慰金を轉送する送金手数料及び郵送料
の予算は、議定した中国側赤十字社の預
算のうち均等に支出し、次の年度に繰入
増加を考慮するべし。

説明:

- 一、本覚書は三月三日覚書の預備協議に基
て、三月十一日に一歩進んで話しあつて
得られた結論である。
- 二、三月十一日に協議した地点は中華民国紅
十字会總會である。

Staff in charge

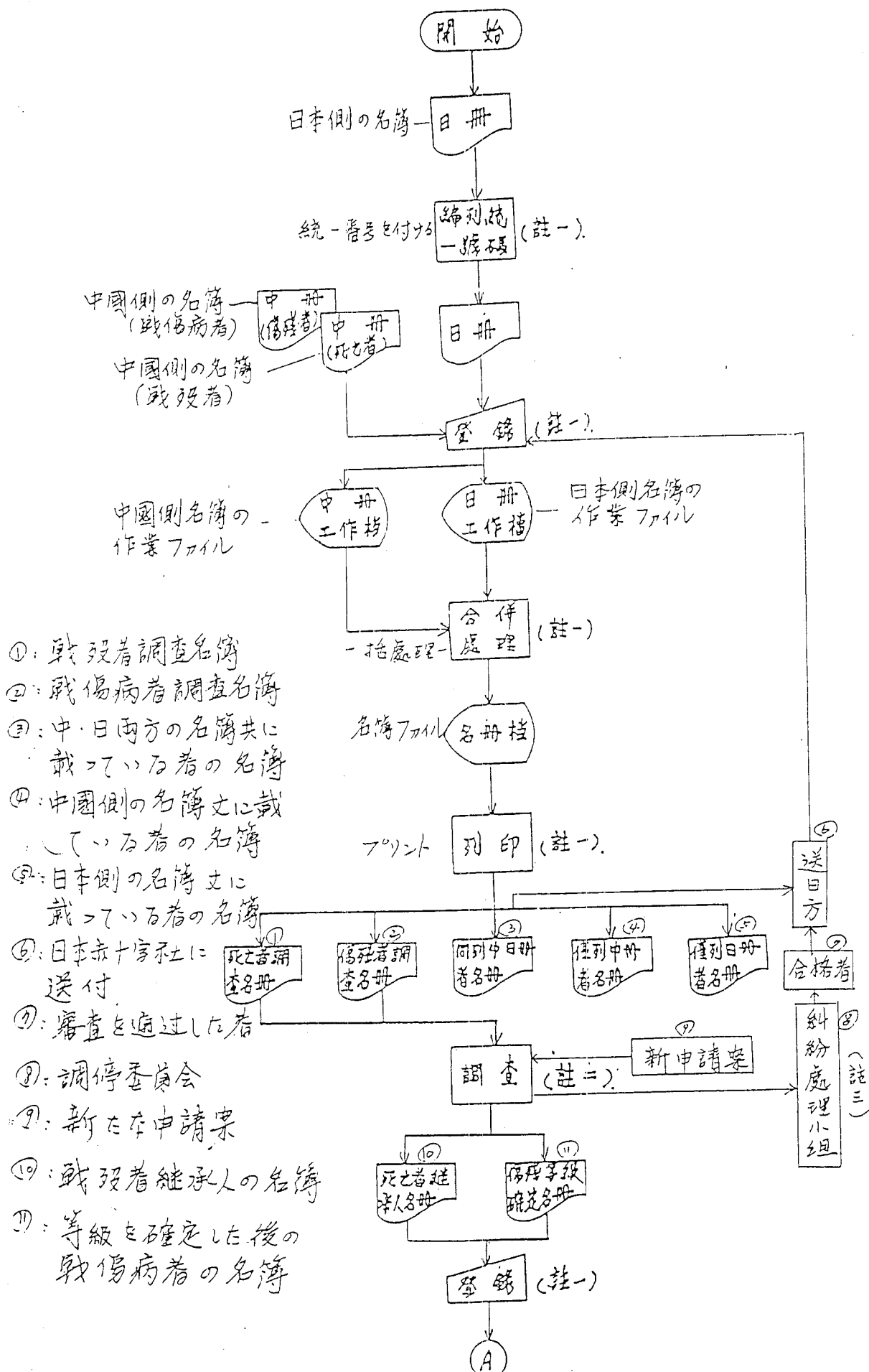
No.

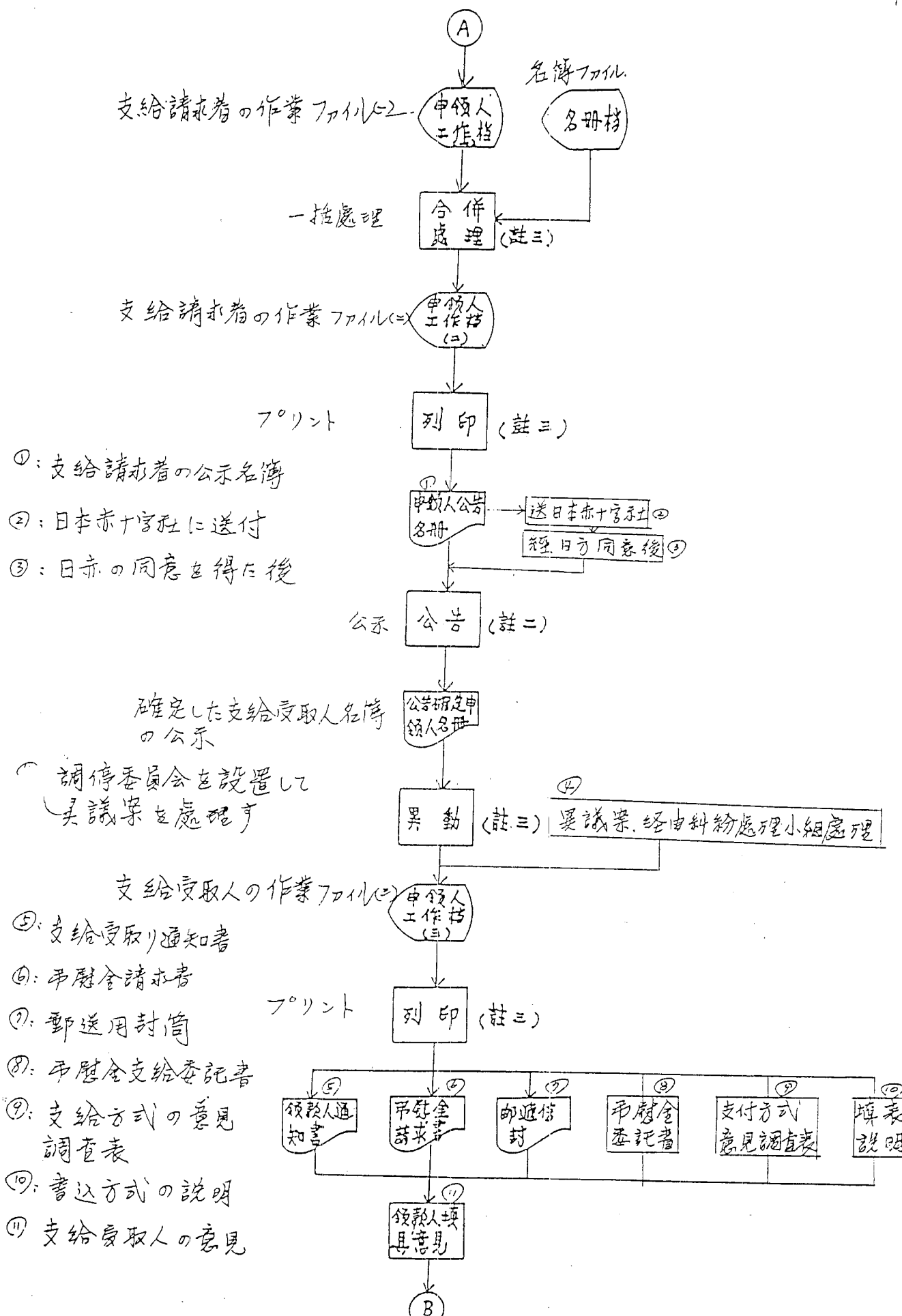
4



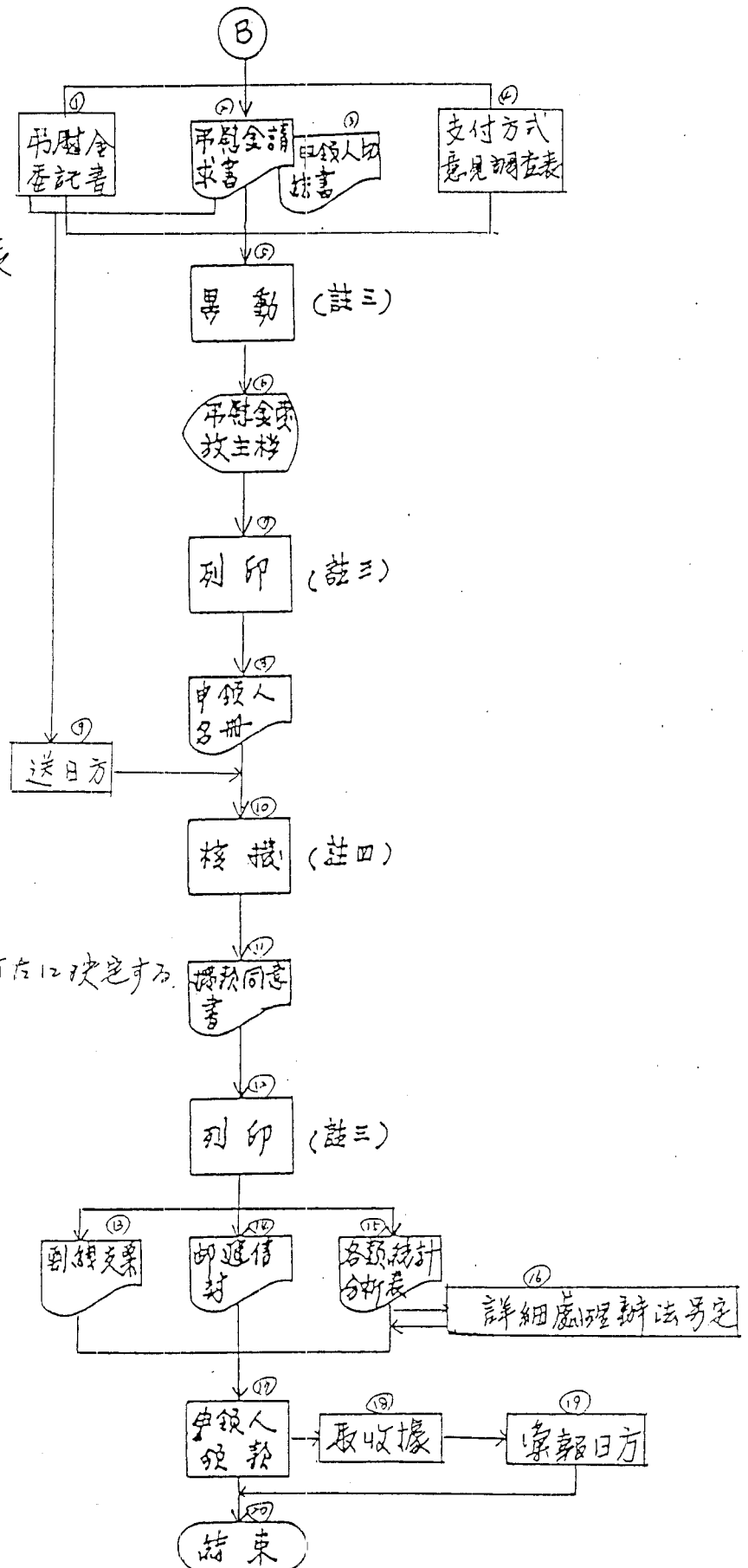
台籍原日本兵弔慰金發放電腦化作業系統流程圖(草案)

P1





- ①: 弔慰金支給委託書
- ②: 弔慰金請求書
- ③: 受取人保証書
- ④: 支給方式の意見調査表
- ⑤: 異動 (註三)
- ⑥: 弔慰金支給ファイル
- ⑦: プリント (註三)
- ⑧: 受取人名簿
- ⑨: 日本赤十字社に送付
- ⑩: 決定 (註四)
- ⑪: 支給同意書
- ⑫: プリント (註三)
- ⑬: 横線小切手
- ⑭: 書留で郵送
- ⑮: 各種の統計分析表
- ⑯: 最終の処理方式は新法に決定する
- ⑰: 支給を受け取る
- ⑱: 領収書を提出
- ⑲: 領収書を添付して日本赤十字社と清算
- ⑳: 本案の終了



(鄭鎮市區)台灣原日本兵傷殘者調查資料

頁次

傷殘者資料									
編號	姓名	出生日期	民國	年	月	日			
本籍地									
現地址									
現況：「」存「」歿									
傷殘等級：「」特別項症狀「」第一級「」第二級「」第三級									
已死亡之傷殘者繼承人資料									
姓名	身份證字號	曾詢	照位	地址					
建儲者：				調查者：					



1988年1月25日

中 華 民 国 紅 十 字 会

秘書長 顧 正 漢 先生

日 本 赤 十 字 社

外事部長 波 辺 晃



台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等
に関する調査の一部委託について

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する調査の一部について下記のとおり委託しますので、承諾のうえは速やかに請書（別添3参照）を弊社宛御提出願います。

記

1. 委託目的は「台湾住民元日本兵遺族等に対する弔慰金等支給業務に必要な実施体制の事前準備について取り進めること」であること。
2. 委託金額は5,536,560円であり、その内訳は予算書（別添1）のとおりであること。なお、委託経費の貴会への送金については、貴会より「委託費概算払請求書」（別添4）を受領次第速やかに行うことができること。
3. 委託金額の支出にあたっては、委託した目的に即して各費目予算額を上回らない範囲で執行されたいこと。
4. 委託期間は1988年2月1日～3月31日であること。
5. 委託期間終了後は証明書類（別添2）を添付した精算報告書を1988年4月9日までに弊社宛御提出願いたいこと。
6. 上記精算により残金が生じた場合は、速やかに弊社宛返納して頂くことになること。

日 本 赤 十 字 社

予 算 書

別添 1

単位：日本円

事 項	金 額	内 訳
1. 紅十字会への 委託経費	5,536,560	①～④を費目ととらえる ①人件費 <u>1,104,000</u> ・ 雑給 $¥112,500 \times 1人 \times 2月 = 225,000$ ・ " $¥81,000 \times 1人 \times 2月 = 162,000$ ・ " $¥63,000 \times 4人 \times 2月 = 504,000$ ・ 諸手当 $¥17,750 \times 6人 \times 2月 = 213,000$ ②旅 費 $¥46,250 \times 6人$ <u>277,560</u> ③庁 費 <u>4,155,000</u> ・ 事務所借料 $¥360,000 \times 2月 = 720,000$ ・ 電子計算機使用料 675,000 ・ 通信運搬費 電話料(含国際電話料) $¥100,000 \times 2月 = 200,000$ 郵便料 20,000 ・ 光熱水費 $¥100,000 \times 2月 = 200,000$ ・ 消耗品費 $¥50,000 \times 2月 = 100,000$ ・ 雑役務費 2,240,000